

京都市市営住宅長期不在届の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市市営住宅条例施行規則第10条の届出の取扱いについて定めるものとする。

(長期不在届)

第2条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅に1月以上起居しないこととなるときは、市営住宅長期不在届（第1号様式）により、事前に市長に届け出るものとする。

2 前項の届出における当該市営住宅に起居しない期間（以下「不在期間」という。）は、1年を超えないものとする。

(長期不在届の受理基準)

第3条 市長は、長期不在となる理由が次のいずれかに該当する場合は、市営住宅長期不在届を受理することができる。

(1) 長期入所の場合

(2) 長期入院の場合

(3) その他、正当な理由があると認められる場合

(長期不在届の変更)

第4条 市営住宅の入居者は、第2条の届出の内容に変更が生じる場合は、市営住宅長期不在変更届（第2号様式）により、事前に市長に届け出るものとする。

2 前項の届出については、前条の規定を準用する。

3 前項の届出により不在期間を延長するときは、当該延長の期間は、1年を超えないものとする。また、延長後の不在期間を再度延長するときも同様とする。

4 前項の届出により不在期間が長期になり、当該市営住宅で起居することができないと認められる場合は、届を受理しないことがある。

(立入検査)

第5条 市営住宅長期不在届が提出された住宅の使用状況について調査する必要があると認めるときは、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、当該住宅に立ち入り、必要な検査を行うものとする。

2 条例第34条第2項に規定する立入検査に当たって必要とされる入居者の承諾については、市営住宅長期不在届においてあらかじめその意思表示を得ておくものとする。